

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザの指定管理者は、高齢者、子育て世帯、障害のある方など、誰もが地域の中で困りごとを抱えて孤立することのないよう、介護・医療や生活支援・介護予防等と地域住民による見守りや助け合い等の一体的な支援を、身近な日常生活圏域で行う役割を担います。

また、地域住民が主体となって、つながり支え合う地域づくりを進められるよう、横浜市地域福祉保健計画の策定・推進等を通じて、地域の課題を地域住民や関係機関と共有し、解決に向けた話し合いや活動を支援します。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 担当地域の特色・課題

葛が谷地域ケアプラザは、ふれあいの丘地区・荏田南地区・渋沢地区・柚木荏田南地区の4地区を担当しており、港北ニュータウンで計画的なまちづくりがされた地域と、宅地と農地が混在している地域があります。港北ニュータウン内は、緩やかな山坂はありますが、緑道や自転車歩行者専用道路で結ばれており、生活のしやすいまちづくりがなされています。宅地と農地が混在している地域においては、昔から暮らしている住民と転居してきた住民とが各種行事を通して交流が図られています。いずれの地区も住民同士の仲間意識も高く、地域活動やボランティア活動が幅広く行われています。

4地区の高齢化率は、令和6年9月時点で約20.7%と、区全体の約19.3%より若干高いのですが、全国平均の29.1%（令和5年10月）と比べると低くなっています。このため、高齢者を対象としたサロンや健康体操教室、認知症カフェなどの活動だけでなく、子どもたちも参加できる行事も各地区で活発に行われています。これらを踏まえ、地域ケアプラザでは、すべての機能や事業を通じて、地域住民と連携し地域課題の把握・解決に取り組みます。

2 都筑区地域福祉保健計画つづき あいを中心とした地域支援

都筑区地域福祉保健計画（以下、区計画）及び地区別に策定されている地域福祉保健計画（以下、地区別計画）を中心とした地域支援について、区や区社会福祉協議会（以下、区社協）と地区別支

援チームを組み、計画の目標達成に向けたそれぞれの取組みを共有するとともに、地域に対する支援の方向性をすり合わせながら取り組みます。

3 地域に最も身近な福祉保健活動拠点としての事業展開

連合自治会町内会や地区社会福祉協議会（以下、地区社協）、民生委員児童委員協議会（以下、民児協）や、地域で行われているさまざまな活動に出向き、地域の方から情報収集した地域課題を地域ケアプラザ内で共有し、目的や内容によっては地域の皆さまとともに企画し、地域ニーズに合致した事業を実施します。また、さまざまなボランティアグループの活動支援を通じて、活動自体が継続して続けられるだけでなく、活動中に把握した個別課題を早期に共有し、アウトリーチ支援を実践します。

4 地域包括ケアシステムの構築

地域包括支援センターやコーディネーターに寄せられる個別相談や地域課題について、地域ケアプラザ内に止めず、地域ケア会議等を通じて地域住民やさまざまな民間事業所等と一緒に検討できる場を設定し、地域の中で支えあい・見守り合える関係づくりを構築します。また、区医師会の地域多職種連携協議会の各種研修等へ参加し、医療職とも情報共有できる関係づくりを進めます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域との関係

連合自治会町内会や地区社協、民児協の定例会のほか、高齢者サロンや健康体操教室、認知症カフェ、子育てサロン等の活動へ参加し、顔の見える関係を構築します。また、地域ケアプラザ事業や福祉保健に関する情報提供をします。

特に民児協とは、日頃からの情報共有だけでなく、情報交換会を実施し、具体的な個別課題の解決につなげられるよう検討します。

2 区行政との連携

定期的に実施している圏域カンファレンスにおいて、地域活動の状況や多様化する個別課題を共有し、お互いの役割を確認しながら支援します。また、地区別計画の推進については、地区別支援チーム会議へ参加し、支援の方向性や役割分担を確認しています。

3 区社協との連携

区役所とともに実施している圏域カンファレンスや地区別支援チーム等の会議以外でも、常に情報共有し、それぞれの強みを生かした地域支援を行います。

特に、生活支援体制整備事業においては、地区内の課題と区域課題をすり合わせ、移動支援や買い物支援をはじめとした取組を進めます。

4 区内施設やNPO関係機関等との連携

地域で行われている子育てネットワーク会議や交流会、自立支援協議会へ参加することで、子育て、障害児者関係施設等とつながり、高齢分野以外の相談もワンストップサービスで対応します。また、連合自治会町内会や地区社協等から把握した地域課題と、施設やNPOの強みをつなぎ合わせるコーディネート機能を発揮します。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

横浜市北部地域療育センター（以下、療育センター）が2階～5階にあり、建物の保守管理業務を一体的に委託契約するとともに、互いの設備で不具合が発生した時には情報共有し、建物全体として対応します。また、防災訓練を合同で実施し、有事の際も連携して被害を最小限に止められるよう訓練します。さらに、地域住民と企画した障害に関する講座の講師を依頼するなど、お互いの強みを活かした事業を実施します。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

本会では、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という活動理念の実現に向けて、会員組織としてのネットワークを活かした地域福祉活動を推進し、地域住民や関係機関の皆さまとともに地域の支えあい活動などの共助の層を厚くする取組を展開してきました。

1 基本方針（長期ビジョン・横浜市地域福祉保健計画）

団塊の世代が後期高齢者となり、様々な課題が想定される「2025年問題」などの福祉課題に対して本会の組織・活動の方向性を「長期ビジョン」としてまとめ、これを具体的に推進するために5年を単位とする「中期計画」を策定して取組を進めています。

現在、2040年までを見越した新たな長期ビジョンを策定中（令和6年度末完成予定）です。次期中期計画は、新たな長期ビジョンを踏まえ、令和7年度中に策定する予定です。

また、横浜市地域福祉保健計画については、横浜市と共同事務局として策定・推進に関わっており、これらの計画を事業に反映して取組を進めています。

2 事業実績 ※令和6年3月31日時点

本会は18区の区社協との連携のもと、市全体として地域福祉の推進を図ってきました。また、数多くの指定管理施設を運営するほか、横浜生活あんしんセンター及び障害者支援センターなど幅広い福祉分野の事業を実施しています。

(1) 施設運営

福祉保健研修交流センターウィリング横浜、横浜市健康福祉総合センター、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター、障害者研修保養センター横浜あゆみ荘等、複数の指定管理施設を運営しています。

個々の施設の特長を活かし、行政や区社協と連携しながら、地区社協、民生委員、ボランティアなど福祉関係者とともに助け合いのまちづくりを進めています。

(2) 幅広い福祉保健人材の育成

社会福祉センターの運営や地域ケアプラザとの連携、ウィリング横浜における研修等を通じて地域福祉保健の人材育成に向けた取組を進めています。

(3) 地域における権利擁護の推進

横浜生活あんしんセンターを運営し、法人後見の受任、市民後見人の養成・活動支援、18区社協あんしんセンターの支援など地域における総合的な権利擁護の事業を実施しています。

(4) 障害福祉の推進

障害者支援センターを中心として障害理解の啓発や障害当事者団体の支援を進めるとともに、横浜市からの受託事業である障害者後見的支援制度の運営を通じて、障害当事者が地域で自分らしく暮らせる地域づくりに取り組んでいます。また、障害児者の地域生活、社会参加を促進するため、訓練会や地域活動ホーム、地域活動支援センター等の運営を支援しています。

(5) 会員活動と地域福祉の推進

本会は社会福祉施設、事業所、地域福祉活動団体、ボランティア団体などさまざまな立場、種別の会員で組織された協議体組織です（会員数：5881団体・人）。それぞれの組織課題や地域課題を解決するため、会員相互の課題解決力や専門性を活かした取組を行っています。

3 地域ケアプラザ事業への貢献実績

(1) 市内全地域ケアプラザで組織する地域ケアプラザ分科会の事務局運営

市域での職員連絡会や所長会の事務局を担い、共通課題の検討や研修を実施しています。

(2) 地域ケアプラザの人材育成

分科会全体会での所長向け研修や、職種別に組織された研究会における情報共有や課題検討等を介して、地域ケアプラザを運営する職員全体の業務の質の向上を図っています。

(3) 生活支援体制整備事業の推進支援

区社協と連携し、地域ケアプラザ等に配置されている2層コーディネーターを支援しています。具体的には、地域課題の検討、研修実施、事業創出、事例集等による取組の可視化等を実施しています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等に

ついて記載してください。

1 予算の執行状況について

予算の執行にあたっては、過不足ないよう支出経過を見るなど予算管理を徹底し、必要に応じて予算の補正も適切に行っています。令和5年度決算においては経常増減差額及び当期活動増減差額ともにマイナスとなっており、その主な要因は、本会が実施する年金共済事業で運用しているシステムにかかる減価償却費が生じたことや、地域ケアプラザにおいて、賃金上昇や物価高騰に伴う費用増に対し、介護保険事業収入や指定管理料収入が不足したことです。システムの減価償却が令和8年度末で終了予定のため、システムの大規模改修や入替がなければ令和9年度以降は費用が発生しない見込みです。また、介護保険事業については、通所介護事業における介護報酬加算の取得による収益増や、営業日数の見直し等による収支改善に取り組んでいます。

法人全体としては支障ない運営を行っており、健全な経営に努めています。

2 法人税等の滞納の有無について

法人税や消費税、固定資産税など納税に係る業務については、税理士に一部業務を委託し、また同者の指導のもと、適切な納付に取り組んでいます。現時点で滞納などはありません。

3 財務状況の健全性について

法人全体の財政状況については、月次試算表作成に合わせ流動比率や人件費比率、経費比率などを確認し、情報を把握しています。また、施設の運営状況については、法人本部と連携し収支状況を常に把握し、収支状況を確認しながら事業活動が滞ることがないように努めています。

法人全体としては、民間の社会福祉施設整備のための資金貸付事業における借入金がありますが、償還金を原資として確実に返済しており、法人運営に支障をきたすことはありません。なお、本事業は新規貸付を終了しており、今後借入金は増加しません。

4 安定した経営ができる基盤について

本会財務状況は、予算管理を徹底することでより安定した経営ができるよう努めています。日々の経費支出から資産等の管理に至るまで、予算の範囲内で行うことを前提とし、必要に応じて予算の補正を行うことで安定した事業活動を行っています。

また、本会では平成29年度から会計監査人による監査を実施し、財務・会計等の指導を随時受け、社会福祉法人会計基準を遵守した財務活動を行っています。そのうえでより安定的な経営が行えるよう、内部検討のみならず、所管局でもある横浜市健康福祉局と密に連携しながら安定的な法人運営に努めています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザ業務の質が高まるよう、福祉における多様な事業を経験した人材を法人全体で育成することで、適切な人員を配置します。

1 所長予定者の配置について

本会は、市内で多数の福祉施設の運営や幅広い福祉事業を実施しています。所長予定者には、施設管理者として必要な経験のある管理職、もしくは区社協における地域福祉の推進や地域ケアプラザでの勤務実績がある職員を内部登用により配置します。

2 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、介護保険関連の専門職採用による配置や、法人内で特に地域福祉の推進に意欲ある職員を配置します。

また、本会の人材育成計画及びキャリアアップ支援制度による有資格者の確保と法人スケールを活かしたジョブローテーションにより、継続的に適切な人材を配置します。

外部へ向けては就職相談会等の実施、また職員紹介・職場紹介動画など、わかりやすいコンテンツを活用して有資格者の確保に努めます。

非常勤職員は、様々な媒体を活用し地域に根ざした施設として、できる限り地域の方を採用することにより、施設と地域をつなぐ役割を担ってもらいます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1 本会の人材育成について

本会では「人材育成計画」を作成し、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱として、初任者から幹部まで職位ごとの「求められる職員像」や、地域ケアプラザでは職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針をふまえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導（振り返り）を職員ごとに行い、人材を育成しています。

更に、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2 地域ケアプラザの職員育成について

横浜市が示す「地域ケアプラザ業務連携指針」のほか、本会では次のとおり指針等を作成し、地域ケアプラザに従事する職員を育成しています。これらを活用して定期的に各々の業務能力を確認しながら、自身に不足している部分を明確化し、足りないスキルを向上することで質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいます。

- (1) 地域ケアプラザ基本指針
- (2) 地域ケアプラザ業務指針
- (3) 5職種連携のあり方（保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター）
- (4) 地域ケアプラザ自己評価シート

(5) 地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢

3 研修計画について

法人の研修計画に基づき、各地域ケアプラザにおいて非常勤を含めた研修計画を作成し、職員一人ひとりが求められる役割を遂行するために必要な知識・技術の向上に努めています。新人育成リーダーの配置をはじめ、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施していくとともに、内部研修だけではなく外部研修にも積極的に参加し、全体的な資質向上に努めます。

【組織内研修 主な内容】

(1) 実務研修

介護保険基礎研修
地域ケアプラザ職員研修（職種連携研修、新任包括支援センター職員研修 等）
介護予防支援研修
地域活動交流コーディネーター研修
第2層生活支援コーディネーター研修
サブコーディネーター・コミュニティスタッフ研修
職種別実地研修 等

(2) 職場研修

個人情報保護研修
人権研修、コンプライアンス研修、ハラスメント研修、虐待防止研修
衛生管理研修・訓練、BCP研修・訓練（感染症、自然災害）
AED研修、福祉避難所開設訓練 等

(3) 基幹研修

新任職員採用時研修
人権研修、ハラスメント研修、メンタルヘルス研修
コンプライアンス研修
階層別研修（対象別：新採用職員、新人育成リーダー、中堅、主任、管理職員など）
地域福祉実践力向上研修
コミュニティソーシャルワーク研修
法人全体研修 等

(4) 課題別研修

苦情解決研修
権利擁護の視点を学ぶ研修 等

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者、障害のある方などさまざまな市民が利用する施設です。ご利用者が安心して安全に、かつ快適に利用できるよう、区役所と十分な連携をとり施設を維持管

理します。また、施設の長寿命化に向け、計画的な維持保全を実施します。

1 安心・安全・快適に利用していただくために

日常清掃や定期清掃により施設を清潔に保持し、来館者の衛生に配慮します。また、地域の方々に施設を安全に利用していただけるように、実際にご利用される方々のご意見を取り入れながら、設備を維持管理します。

2 法令に基づく施設・設備の管理

建築物・建築設備・電気・消防等の各種法令に基づき、保守点検作業を実施します。

3 定期的な保守点検

設備の管理について、職員による日常点検と年間を通じた委託業者による専門的な定期点検を実施して、施設の不具合で利用者に不都合を生じさせないように、不具合の早期発見、早期修理を心がけ、大規模な修繕を未然に防ぐよう取り組みます。

4 計画的な施設・設備の改修

利用される方が快適かつ安全に利用できるよう、計画的に施設及び設備の改修を実施します。経年劣化等に対し長寿命化を図るために、施設や設備の状況を正確に把握し、必要に応じて区福祉保健課を通じて改修します。

(予定) 全熱交換器更新工事・建物内照明のLED化

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

本会内で発生した事件・事故やヒヤリハット事例を共有するとともに、日常点検の実施や各種手順の見直しを行うことで、重大な事故等の未然防止に取り組んでいます。

事件事故が発生した際は、「事故対応マニュアル」に則り、適切な初動対応を行った上で速やかに区役所等の関係機関へ報告します。

また、災害発生時に地域と協力体制が取れるよう、日頃から関係づくりを進めます。

あわせて福祉避難所としての役割を着実に果たすことができるよう、各種マニュアルや事業継続計画の整備、防災訓練や職員研修を計画的に実施します。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練

等)について、具体的に記載してください。

発災時には、本会の災害対策マニュアルに基づき、自身と利用者の安全確保や情報収集、必要に応じて避難誘導を行う等、安全確保に向けた対応を行います。

福祉避難所の開設要請があった場合に備えた事前準備として、区防災計画に基づき、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、全職員で福祉避難所の役割や機能、運営方法等を共有することで、いざという時にも円滑に運営できるよう準備します。また、福祉避難所情報共有システムについても、迅速に対応ができるよう操作マニュアルを参照し、操作の訓練を行います。

福祉避難所の運営にあたる職員の確保に向けて、交通機関が機能しない状況でも迅速に参集できるよう机上参集訓練を法人全体で年1回実施し、最短の参集経路の確認や参集人数に応じた対応の検討等のシミュレーションを行います。

防災備蓄についても適切に管理し、避難者が安心して避難生活を送れるよう備えます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

災害対策マニュアル以外にも、法人として初動行動マニュアル、事業継続計画等を整備するほか、全職員を対象とした安否確認訓練を行い、震災や風水害といった災害に備えています。

地域ケアプラザでは介護保険部門の事業継続計画を作成し訓練するほか、相談業務等で把握した発災時に特に安否確認が必要なケースについては、日頃から地区社協、民生委員等と情報共有するなどして、地域の見守りの取組につなげます。

また、地域防災拠点運営委員会が実施する地域の訓練等に参画し、有事に備えた日頃からの顔の見える関係づくりを進めます。

国内での大規模災害発生に伴う災害ボランティアセンターの運営への応援要請があった際には、法人として職員を派遣しており（能登半島地震：18名）、報告会等で知見を共有することで具体的な発災時の状況等についての理解を深め、万一の発災に備えます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたった対応を心がけます。介護保険サービス事業者等に対しても公正・中立な立場にたち、利用者やその家族に介護保険サービス事業者を紹介する際は、偏りが生じないよう情報提供します。

1 利用者への公正中立な情報提供

居宅介護支援事業所を紹介する際は、複数の事業者情報を伝え、相談者が自ら選択できるよう、また、不利益が生じないように努めます。

あわせて情報を提供する際、特定の事業所に偏る事が無いよう、日頃から情報を収集すると

もに、日常的に所内で情報共有や相談を行います。

2 介護保険事業所との公正・中立な連携

公正・中立に情報提供できるよう、ホームページなどを活用して、特定の事業所に情報が偏らないよう心がけます。

3 コンプライアンスの推進

本会の職員は、関連する法律・諸規定を遵守し、地域福祉の推進を担う職員として、公私ともに常に良識を持った行動をとることを心がけます。その取組として、コンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、公正・中立な立場で業務にあたります。

また、法令遵守のみにとどまらず、積極的に市民の願いや期待に応え、行動することを目指します。地域福祉の推進役として職員一人ひとりが改革意識をもって考え、行動し、市民や関係機関との協働のもと、地域の福祉課題を把握し、その解決に取り組みます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

利用者アンケート（毎年実施）を実施するとともに、館内にご意見箱を設置することで、施設を利用される方からのご意見・ご要望をお受けする体制を整備します。

また、日常的な利用者とのコミュニケーションの中から聞き取ったご意見・ご要望は、業務改善の機会ととらえ、部門会議等で検討の上、改善に取り組みます。

申し出ていただいた苦情については、それぞれの申出者の思いを真摯に受け止め、解決策や対応策について検討し、苦情相談対応マニュアルに沿って迅速に対応します。

なお、本会では、3名の外部有識者（法律、人権、社会福祉）で構成する苦情解決調整委員による苦情解決制度を有しており、地域ケアプラザに係る苦情についても本制度に基づき、適切に対応しています。所属（一次対応）、本会幹部職員で構成される苦情解決推進チーム（二次対応）において解決に至らない苦情については、苦情解決調整委員（三次対応）の対応により解決を図ります。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護について

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「保有する個人情報保護に関する規程」に基づき、適切に個人情報を管理・活用します。

また、個人情報保護に関する研修を実施するとともに、取得する個人情報は必要最低限のものとし、不要となった情報は適切に廃棄処理するなど個人情報の適正な取り扱いを徹底します。取得した情報の管理については、個人情報の記載された書類は事務室内の書庫に保管し、終業時に

は施錠を徹底しています。各職員のパソコンについても、セキュリティワイヤーで固定するとともにパスワード管理をしており、外部への個人情報の持ち出しは原則禁止としています。あわせて年に1回、全部署を対象に自主点検を実施し、改善に取り組んでいます。

2 人権尊重について

相談対応や事業実施にあたっては、すべての職員が常に相手の立場に立って行動するように努めています。

また、社会福祉の従事者として、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、人権尊重を基調として行動できることを目指して、人権研修を人材育成計画における基幹研修として位置づけ、実施しています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 環境への配慮

少量化を目的にゴミ自体を減らすとともに、ゴミを排出する場合は適切に分別し、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。また、リサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

地球温暖化への対応（横浜市地球温暖化対策実行計画の推進）として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度として節電に努めるなど、施設運営の省力化を進めます。

2 市内中小企業への優先発注

業務委託や物品購入などの発注については、横浜市内中小企業振興条例と本会経理規程に基づき、中小企業への優先発注を意識した取扱いとします。特に100万円以上の費用が発生する契約については、市内中小企業を優先指名することを規定した本会業者指名基準要綱に則り、本会業者選定委員会においてその対象となる業者を選定します。

3 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達については、法人として『よこはま障害者共同受注総合センター事業』を横浜市から受託し、企業や行政等からの市内対象施設への受注促進等に取り組んでいます。本施設においても、物品調達の際はエリア内を中心とした障害者就労支援施設等へ発注します。

4 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、法人として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を

発揮できる雇用環境づくりを進め、優良な企業として認定を受けています。本施設の運営においても、男女ともに全職員が職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的及び不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5 障害者の就労推進

法人として定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、就労支援センター等とも連携し、法定雇用率を達成しています。今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働ける職場づくりを目指し、本会全所属における障害者雇用推進に取り組みます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

各時間帯・各部屋が市民の福祉保健活動に有効活用されるよう、部屋の特徴や設備・貸出物品などの情報を提供し、利用者数の増加を目指します。また、地域包括支援センター、地域活動交流における相談や居宅介護支援、通所介護の各部門において広報紙（ふれあいくん）やホームページを活用した施設貸出の促進を図ります。

どなたでも利用しやすいよう施設利用のご案内を作成し、アンケート等のご意見を参考に定期的に更新します。また、年に1回程度、貸館利用団体懇談会を実施し、団体間の交流から新たな福祉保健活動へつながるコーディネートを行っていきます。

1 稼働率向上に向けた支援について

介護予防や居場所づくりを目的とした自主事業を企画する際は、事業終了後の自主活動グループ化を見据え、施設を利用しやすい時間帯での開催を考慮します。また、利用に関する相談に速やかに対応できるよう、窓口付近に月間の空き状況を掲示します。

2 誰もが利用しやすい環境の整備

書類が見えづらい方への対応として、老眼鏡や拡大鏡を窓口に常備しています。また、ご利用者の状況に合わせたコミュニケーションがとれるようセーフティーネットプロジェクト横浜が作成した「コミュニケーションボード」を用意しています。



イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

どのようなお困りごとにも対応することを目指し、日頃から区役所や関係機関、地域住民と連携し顔の見える関係を構築することで、複合的なニーズを含む幅広い相談に速やかに対応できるようにします。

1 地域ケアプラザの情報発信

ホームページや広報紙だけでなく、地域で行われている高齢者のサロンや体操教室、子育てサロン等への参加や、障害者余暇支援事業「ハッピーアワー」や自立支援協議会を通じて、地域住民に地域ケアプラザの事業や役割を周知し、困りごとがあった際に地域ケアプラザへ相談いただけるよう啓発します。

2 地域活動者に対する具体的な情報提供・収集

連合自治会町内会、民児協、地区社協等の定例会へ参加し、個別相談や地域情報の共有を通して連携を深め、相互に相談しやすい関係を構築します。

3 地域ケアプラザ内の連携

収集した情報は相談システムや地域支援記録へ入力するとともに、5職種会議や常勤職員会議で共有・検討します。また、様々な課題に対応できるよう、OJTや外部研修の受講等を通してスキルアップを図ります。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザを運営するうえで、区役所や地域内の関係機関及び区内各専門機関との連携が最重要であると考えます。日頃からの顔の見える関係づくりに努め、双方向での情報把握や連携

した関係づくりを目指します。

1 5 職種連携による地域支援

所長や地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター及び地域包括支援センター3職種は、担当エリアの状況を把握するため、5職種会議等を通じて個別・地域課題の共有や支援方針の検討を進めます。

また、自主事業についても、各部門からボランティア育成や介護予防、地域住民の交流、新たな福祉課題の啓発、医療との連携等、多角的に課題を導き出し、住民に対してより効果的な企画実施をすすめます。

2 都筑センター・あゆみ荘との連携

本会が運営を受託しており、近隣にある都筑センターや横浜あゆみ荘とは、介護予防関連講座の共催や職員研修等を通して、利用者で気になる方がいた際に相談できる関係づくりを進めます。

3 さまざまな福祉施設等との連携

高齢者関係施設に限らず、子育て支援拠点や保育園、小・中学校、障害者関係施設等と、個別課題への対応、地域活動への協力、福祉教育等各種事業の共催などにおいて連携します。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

区役所、区社協、地域ケアプラザが一体となり、住民活動の拡充や専門機関も含む支援体制の整備を進め、必要な地域活動を住民とともに考え、組織化や活性化(つながりづくり、担い手の育成、新規事業化 など)を支援・協働していきます。

1 顔の見える関係づくり

ネットワークの構築において、「顔の見える関係づくり」は不可欠です。自治会町内会、地区社協、民児協、老人クラブ等、地域関連団体の会議や行事に定期的に参加し、地域ケアプラザの役割をお伝えし、気軽に相談しあえる関係をつくります。

2 地域ケア会議や協議体の推進

個別ケースの検討を積み重ねる中で、地域に不足している資源やサービス、連携が不十分な職種や機関、深刻化が予測される地域の課題等を明らかにしていきます。これらを地域住民等の関係者で共有し、加えて5職種が連携することで、地域課題の検討や課題解決に向けた検討を行う会議等を進めていきます。

3 身近な地域でのつながり・ささえあい活動の推進

「身近な地域のつながり支えあい活動推進事業」は、必要な支援に結び付いていない人を近隣住民の気づきによって早期発見し、住民との協働による支援や居場所づくり・役割づくりを行いながら、「個」を意識した地域づくりを進めて行く本会独自の取組です。市社協本部・区社協との連携とともに関係機関の協力を得ながらこの取組を推進します。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区の事業等に積極的に参加・協力し、区政運営方針（「つながり」「活力と魅力」「安心」を実感できるまち、ふるさと都筑）の実現のために各関係機関と協働を進めます。

1 子育て世代をはじめ、あらゆる世代が住み続けたいと思えるまちづくり

子育てサロン「きらきら」や「パパくらぶ」の実施、地域の子育てネットワークが実施している「外あそびいく」など子育てサロンの支援等を通して、乳幼児を育てる悩みや喜びを同じ境遇の保護者同士が共有し合うとともに、育児の先輩であるボランティアとのつながりを大切にしています。また、成長に不安を抱えた保護者については、必要に応じて区保健師へつなぎます。

また、障害がある方も地域で自分らしく安心して暮らせるよう、地域の方と障害啓発事業を企画・実施するとともに、ボランティアの協力も得た障害者余暇支援事業「ハッピーアワー」を実施します。

高齢の方についても、権利擁護啓発事業や介護予防教室等の企画において、区所管課と最新の動向を確認しながら進めます。

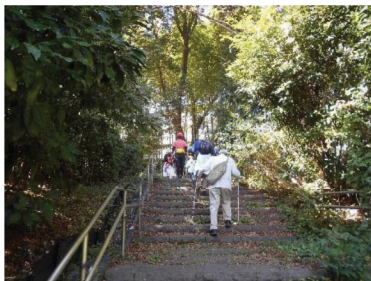
また、区計画や地区別計画の推進においても、区や区社協と情報共有しながら地域活動を支援します。

2 活力とにぎわい、魅力あふれるまちづくり

地域で行われる夏まつりや各種イベントにおいて、担い手の確保やプログラムの企画検討に協力するとともに、区・区社協・関係機関との協働で、誰もが参加できるイベントを企画・実施します。

3 花と緑にあふれ、豊かな環境を育むまちづくり

区内に充実している緑道を活用したウォーキング等介護予防教室を実施し、健康づくりだけでなく、植物にふれて楽しむ機会を創出します。



緑道でのボールウォーキング

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

都筑区地域福祉保健計画における地区別計画の地区支援チームの一員として、区役所・区社協とともに、計画の推進に積極的に取り組みます。

地域ケアプラザは、最も地域に近い福祉保健施設であるという位置づけを意識して、地域情報の収集と地域ケアプラザの機能を活かした支援を継続していきます。また、受け止めた情報は、地区支援チームの会議などで提供し共有するとともに、課題解決に向けた地域との連携につなげます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

より多くの地域住民に地域ケアプラザに訪れてもらえることを目的に、各世代に向けての事業を展開し、地域ケアプラザの機能や役割を周知します。

事業実施にあたっては、地域ニーズの把握と解決に向けて、地域ケアプラザ内の全部門が必要に応じて協力し、地域住民と連携・協働して取り組みます。

1 高齢者事業

参加者同士の交流や仲間づくりを目的とした「ふれあいポッチャ」や「手芸サロン」を、ボランティアの協力を得て実施しており、高齢者の趣味活動として、外出する機会にもなっています。また、夏休み等の期間には、異世代交流として子どもたちも一緒に参加し、年齢に関係なく大盛況です。

また、日常のちょっとした困りごとへの支援を目的とした「ボランティアグループほほえみの会」の事務局として、高齢者の日常的なニーズを収集しています。庭木の手入れや通院の付き添い等の支援をボランティアが行っていますが、地域の見守り合いにもつながっています。



ふれあいボッチャ



手芸サロン

2 子育て支援事業

子育てサロン「きらきら」を、地域の保育園や子育て支援拠点と連携し、月1回実施しています。また、地域の自治会館等で実施している子育てサロンの支援も行っています。更に、父親の子育て支援を目的としたサロン「パパくらぶ」を実施し、父親同士が悩み等を共有できる場になっています。

これらの事業を実施するうえで、保護者との情報交換を行うとともに、区子ども家庭支援課や子育て支援事業所等と連携し、子育て世帯が多い都筑区の特性に応じた内容としています。



きらきらと貸館利用団体とのコラボレーション

3 障害児・者支援事業

成人期の障害者を対象に、平日夜間の余暇支援を目的とした障害者余暇支援事業「ハッピーアワー」を、ボランティアの協力も得て隔月で実施し、同年代の交流がなされています。また、保護者を対象に、我が子の将来に備えた内容（後見的支援制度や成年後見制度など）の勉強会を実施しています。

また、地区社協や民生委員が参画し、障害啓発事業を企画・実施する「くずがやゆめひろば」を開催しています。事業の内容によっては、療育センターや横浜あゆみ荘とも連携して行います。



ゆめひろばが企画・実施した講座（療育センターの役割について）

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザの貸館事業が、地域の方々に有効に利用していただけるよう最新の空き状況を提供するとともに、ご利用される団体からの意見や要望を伺う機会を定期的に設け、いただいたご意見を施設運営に反映していくことで、利用される方々の視点に立った利用しやすい施設づくりを行います。また、地域で活躍しているボランティアが他グループと連携することで一層発展的な活動が行えるよう、貸館利用者交流会にてグループ同士が交流する機会を設けます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

区計画、地区別計画などから挙げられる、「必要とされる地域活動」を担う人材の発掘・育成を念頭に、これまで地域の福祉保健活動に参加したことが無い方に対して、地域活動情報を提供することで参加のきっかけを作るなど、関係機関や地域団体と協力体制を整えてボランティアの発掘や育成を実施します。

個人ボランティアの活動支援や相談に対して、区社協のボランティアセンターと連携し対応していきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 情報収集について

地区社協などの地域の会合や地域サロン・ミニデイサービス等（地域の事業など）に参加した際には、地域から得た情報などを地域支援記録に整理し、部門間での情報共有を行います。また、地域アセスメントシートを常に更新し、そこから見えてくる課題に対して解決に向けて取り組みます。

貸館利用団体懇談会や地域サロン連絡会などを開催し、地域活動団体同士の情報交換や情報提供の場とするとともに、団体同士の協力・連携などの関係づくりを進めます。

2 情報提供と発信について

情報提供に関しては、広報紙やホームページ、館内壁面を利用したパネル展示など様々な媒体を活用します。広報紙やチラシなどの発行物は文字の大きさや色を統一するなど、情報が伝わりやすくなるよう工夫して効果的な情報発信に努めます。また、福祉関係機関や事業所のほか、商店・銀行・病院等、地域住民が日常的に利用する場所に広報紙やチラシを配架依頼します。

なお、隔月で発行している広報紙では、地域ケアプラザ事業や役割だけでなく、地域で活躍しているボランティアやさまざまな活動を紹介し、あらゆる世代の方が地域活動に関心を持ってもらえるよう作成しています。



広報紙 ふれあいくん

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

指定管理部門の5職種と所長だけでなく、介護保険部門においても個別課題から地域課題をとらえる視点を常に意識し、それぞれが集約した情報を共有することで、部門間の連携を図るための会議を定期的開催します。あわせて、職員それぞれの専門性を高めるよう日常的なOJTや研修参加を通して個々のスキルアップと多職種の役割等についてお互いに理解し施設全体のチーム力の向上を図ります。

また、市・区行政から発信されている統計データを地区ごとに分析し、生活ニーズを把握します。データについては、専門職で共有するだけでなく、地域にも可能な限り開示しながら、地域とともに現状を把握していきます。

1 実態把握

地域包括支援センターでの相談対応や地域活動交流へのボランティア依頼、居宅介護支援及び通所介護のご利用者から見える困りごと等から、個別ニーズを把握します。また、地域のサロンや老人会、会議等の様々な場へ積極的に参加し、顔の見える関係づくりを行いながら個別及び地域ニーズを収集します。必要に応じて地域状況の変化等を確認しながら、不足している情報について調査・ヒアリングします。

2 情報の整理及び分析

把握した地域情報については、地域支援記録に記録するとともに、5職種会議や区社協、行政を含む多職種会議等で定期的に最新の情報を共有します。地域で把握した情報と合わせて、市や区の統計データをもとにチームでの地域ニーズや地域資源の分析、支援方法の検討を行います。また、年1回、地区別のアセスメントを行い、きめ細かな分析と情報の整理を行います。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

他施設で行われている民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源との連携事例を共有し、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業の5職種が連携して単位町内会ごとの地域活動の情報収集や分析、個別ケースの課題分析をすすめ、地域ごとの特徴や傾向を明らかにし、区社協の地区担当者と地区の地域活動支援の状況、取組・支援方針について情報を共有します。

1 多様な主体との連携

地域で行われている様々な活動へ出向くとともに、福祉保健分野に限らず商店や企業等も含めた社会資源を把握します。把握した情報は、所長及び5職種で共有し、特徴や傾向を分析して地域支援に活かします。また、地域ケア会議や協議体のメンバーとして積極的に声かけし、地域課題に対し協働の取組につなげます。

区社協や市ボランティアセンター等、本会のネットワークを活用して民間企業の取組とのタイアップ等、区域、市域での企業等とのネットワークづくりをすすめていきます。

2 各機関の強みを活かした地域とのコーディネート

社会福祉法人や企業等がそれぞれの強みを活かし地域貢献ができるよう、地域との調整役を担います。例えば、社会福祉法人や薬局、医療機関の専門職が、地域貢献の一環として地域住民に有益な情報を啓発する機会のコーディネート等をすすめます。

また、地域の見守り機能として、新聞店や電器小売店等住民宅に訪問する商店や金融機関、薬局、スーパーマーケット等と情報共有ができるよう、関係性を構築していきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

地域が把握している情報や地域ケアプラザ全部門での連携を通じた情報の整理や課題の把握や地域づくりにおける意識の統一を図りながら、地域の皆様と主体的な取組に繋がるよう協議体を位置づけ、運営していきます。

ある地区で、自治会や管理組合、民生委員、ボランティアへ声をかけ、認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう地域の中で見守る関係づくりを目的とした地域ケア会議を実施しました。その後、認知症に限らず、高齢者世帯が増えている状況を地域の方と共有し、当該地域の福祉関係事業所や商店なども一緒に検討する協議体を開催しています。

目指すべき地域像の実現に向けて、福祉保健に限らない地域全体の課題を捉え、あらゆる社会資源をコーディネートできる機会になるよう、協議体を設置・運営します。また、住民主体を原則としながら、無理なく地域の中で解決する仕組みの検討を進められるよう、自治会町内会等地域住民の理解、多様な主体の参画を意識した運営を目指します。そして、その結果を地区別支援チームへ報告するとともに、課題提起等につなげていきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

地域包括支援センターや関係機関に寄せられる相談などから、フレイルから要支援の状態にある高齢者の個別の生活ニーズ把握に努めます。これまでに把握した地域活動情報システム「Ayamu」を活用した社会資源をマッチングするだけでなく、ニーズにあわせて必要な社会資源等の開発についても検討実施し、高齢者が住み慣れた地域の中で、これまでの生活が維持できるよう、また高齢者自身が適切に活動を選択できるよう支援します。

これまで把握・整理を行ってきた資源について、フレイルから要支援の個別ニーズに併せたマッチングが行えるよう、再度アセスメントと整理を行います。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域住民が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、地域へ積極的に向き地域でのニーズ把握に努めるとともに、住民の交流の場づくりや見守り活動を地域の方と協力し推進します。

また、介護予防の取組や要介護状態になっても安心して生活を継続できるよう地域の関係機関と協力し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

個別ケースについては、相談システムへ入力するとともに随時情報共有することで、他職員もタイムリーな状況を把握できています。

特に、支援が難しいケースについては、区や関係機関とも連携して本人に対する支援方針をすり合わせ、支援者間で対応にばらつきが出ないように進めます。

令和4年には担当地区が変更になり、これまで担当だった地区も含め、地域包括支援センターの紹介チラシを作成し、介護保険や認知症等高齢者に関する相談だけでなく、子育てや障害に関する相談を受け付けていることを周知し、断らない相談支援を心がけています。

なお、利用者アンケート等を実施すると「地域ケアプラザの機能をもっと周知した方が良い」旨のご意見をいただくことがあるため、広報紙の発行やホームページによる周知だけでなく、職員が地域で行われている会議やサロン等の活動へ参加し、地域ケアプラザ事業の紹介をするとともに、その場で個別の相談をいただく関係づくりに努めます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症に関する知識、最新の情報を収集するとともに、地域包括支援センターが相談窓口であることを周知します。相談があった場合には、本人の状況、家族をはじめとする支援者や関係者の状況を迅速、かつ的確に把握し、適切な支援が受けられるように対応します。また、継続的な状況把握に努め、ケアマネジャーとも連携・協力して支援します。併せて、常時情報共有ができるように、日頃から区役所や関係機関等との連携を密に図ります。

認知症に関する相談が年々増加している中、認知症になっても安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、チームオレンジの取組を通じて、地域の方や関係機関、民間事業所とも連携し、地域の中で支えあえる関係を構築していきます。

地域の中には認知症カフェを実施しているところもありますが、当事者の方の参加には至っていないため、活動の周知を協力するとともに、実際に参加があった際にスムーズに受け入れられるよう支援します。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 成年後見制度の利用促進支援

成年後見制度に関する相談件数は一定程度あるものの、既に困った状況となり申立に向けた相談に対応する案件が多く、潜在するニーズの早期発見や本人・家族による早期対応が求められています。このため、将来への備えとして、生前整理や遺言、都筑区版エンディングノート「わたしのみちしるべ」等の啓発を通じて、成年後見制度も備えの一つの制度として普及啓発します。また、申し立て支援については進行管理表を活用し、計画的に申し立てが進められる

よう支援します。

2 消費者被害防止の取組支援

消費者被害の防止を目的に警察や横浜市消費生活総合センターと連携し、サロンや体操教室等の場を活用して出前講座を実施します。また、広報紙等を活用して継続的に注意喚起するとともに、振り込め詐欺等の啓発チラシを館内に掲示します。

3 虐待防止と早期発見・対応

家族を実際に介護している方が参加する「介護者の集い」を実施し、介護疲れが軽減するプログラムや、介護の悩みを共有できる会合を通して虐待防止に取り組みます。

一方、虐待に関する相談は、令和3年度は15件でしたが、令和6年12月末時点では39件と、年々増加傾向にあります。このため、毎月区や区社協も参加している圏域カンファレンスにて随時情報共有し、遅滞なく対応します。また、区内地域ケアプラザと連携し、虐待を発見し得る訪問介護事業所等を対象に研修を実施し、虐待の発見から相談までの意識を高めます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- (1) 地区社協や民児協の定例会や、サロンや健康体操教室等の地域活動へ積極的に参加し、地域包括支援センターの役割を周知するとともに、地域の中で要援護者の把握や見守り、地域包括支援センターとの情報共有等、要援護者支援について協働できるよう関係構築に努めます。また、収集・整理した情報を地域のケアマネジャーがケアマネジメントに活かせるよう情報提供します。
- (2) ケアマネジャーのケアマネジメントをサポートするため、ケアマネジャーと民生委員との懇談会を実施し、要援護者支援においてフォーマルサービスとインフォーマルサービスが有機的に活用できるよう、顔の見える関係を構築します。
- (3) 新任ケアマネジャー等に対し、アセスメントやケアプラン作成、制度活用の理解とともに、「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」等インフォーマルサービスの活用を支援に組み入れるなどの実践的な学びの場を、区内地域包括支援センターの主任ケアマネジャーと協働して企画・実施します。

2 在宅医療・介護連携推進事業

医療・介護の連携推進に向けて、担当エリア内の医療機関へ個別訪問し、広報紙や主催事業チラシの配布等を通じて、顔の見える関係を構築していきます。

また、病院の医療連携室からの相談に対応し、緊密な情報交換を行うことで、退院支援や居宅介護支援事業者への円滑な橋渡しを行います。さらに、区医師会の多職種連携協議会の研

修会等へ積極的に参加し、要援護者支援において連携します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

医療・介護の専門職や地域住民と検討を実施してきた個別地域ケア会議結果を自治会や民児協等と共有し、地域課題の把握と分析をします。

地域ケア会議から見出された課題に対し、地域ケアプラザ5職種、区社協とも連携し地域包括ケアシステムを推進します。

地域ケア会議の課題設定は、まず、各職種が個別支援や地域支援において把握した課題を5職種会議で共有し、地域ケア会議へ挙げる課題や取組目標を検討します。その後、地域関係者へ会議のテーマや目標等を共有します。

地域ケア会議には、民生委員等地域関係者の他、ケアマネジャーやサービス事業者、医療関係者、商店等様々な関係者に声かけし、参加者にとって身近な地域で存在する生活課題を共有し、それぞれの立場から捉え考察された課題解決の取組を進めます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

適正なケアプラン作成のため、予防プランナーの確保と資質向上に向けた研修を定期的に実施します。また、公正・中立な立場を基本に居宅介護支援事業所への委託は、委託先が偏らないように幅広い事業所へ委託します。

ケアプラン作成にあたっては、地域で行われる活動への参加もプランに加えることで、地域全体でその方の介護予防が進められることを意識したプラン作りを心がけます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を継続できるよう、介護予防に係る知識を普及します。体力向上・認知症予防などの介護予防講座や体操教室等を企画・運営することで、介護予防に対する意識づけや取り組むきっかけづくりを進めます。

また、講座や事業の終了後も継続して自発的な介護予防への取組につながるように支援します。

横浜市が『健康長寿日本一』を目指した取組として実施している「よこはまウォーキングポイント事業」「よこはまシニア ボランティアポイント」等のよこはま健康スタイル推進事業につ

いて周知し、健康増進を進めていきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

1 ケアマネジャーの地域理解への支援

ケアマネジャーがケアプランを作成する際、要援護者が地域とのつながりを持ちながら生活することを意識できるよう、民生委員との関係づくりを目的とした懇談会を実施します。また、「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」を周知し、要援護者が参加できる地域活動を調べられるよう支援します。

2 相互理解を進める取組

地域ケア会議等を通じて、地域住民と保健・福祉・医療の専門職とが、それぞれの立場で意見を出し合い課題解決を図ることとともにネットワークを構築します。また、区医師会の多職種連携協議会が主催する講座等へ積極的に参加し、要援護者支援において、気軽に情報共有・相談し合える関係づくりを構築します。

3 地域ケアプラザ5職種連携の推進

地域包括支援センターと生活支援コーディネーター及び地域活動交流コーディネーターそれぞれが把握した地域情報や課題を共有し、必要とされる地域住民や関係機関につなげ、5職種の専門性を発揮して個別・地域支援に当たります。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

介護保険法の目的に添い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援すると同時に、利用者の家族が身体的、精神的負担を軽減できるよう介護計画（居宅サービス計画）を作成します。身近な相談・支援の窓口としての機能が発揮できる居宅介護支援事業所を目指します。

1 尊厳の保持・自立支援の視点

利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）が送れることを目標にして、居宅サービス計画を作成します。

介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動等のイン

フォーマルサービスも積極的に活用します。

2 多職種、関係機関との連携

区役所や地域包括支援センター、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を図るとともに、多様な事業者から総合的かつ効率的にサービスが提供されるように調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ、公正中立な立場で対応します。

3 個別課題から地域課題へ

利用者支援を通じて把握した個別課題を整理し積み重ねていくことが、地域課題の把握につながると考えます。そのため、整理した個別課題を区役所や地域包括支援センターに発信するとともに、地域の社会資源である居宅介護支援部門として、他部門と連携し、地域課題の解決に取り組みます。

4 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

また、地域包括支援センター主任ケアマネジャーの協力を得て、所内で事例検討を定期的に行い、アセスメント力の向上を図ります。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

本会の理念に基づいたデイサービス提供方針により、利用されるお一人お一人の生き方を大切に、その人らしく生き活きと健やかに過ごせるようにサービスを提供します。また、ご家族にとっても安心して生活上の相談ができる身近な窓口として、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように取り組みます。

1 自立支援の視点

- (1) ご自身でできることを増やし、ご自宅での生活を生き生きと過ごしていただけるように利用者の意欲や能力を引き出す支援に努めます。
- (2) 集団体操や個別機能訓練では、ご自宅での生活を送るために必要な動作を取り入れます。
- (3) 個性性を尊重し、ご自身で選択・自己決定できるように選択制プログラムを提供します。

2 地域住民、関係機関との連携

- (1) 地域に開かれた施設として、ボランティア活動を積極的に受け入れ、交流を広げていきます。また、学校等の関係機関との交流を図り、教員免許取得実習生や小・中学生の福祉教育の受入を行い、福祉活動のきっかけづくりを行います。

(2) 他部門と連携し、地域のサロンや事業等に介護技術等の講師として参加することで、専門的な知識を生かし地域貢献に取り組みます。あわせて、地域ケアプラザの役割について周知していきます。

3 職員の資質向上

法人の研修計画にプラザ独自の研修プログラムを設定し、習熟度に合わせた研修に参加できる体制を整えていきます。また、研修参加が難しい職員に対しても会議等を通してミニ研修を実施し、専門職としての知識・技術を向上するよう努めていきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

1 人件費

地域活動交流部門と生活支援体制整備事業は当該地域における地域福祉を住民とともに推進し、地域包括支援センターは専門部署として相談や事業を実施していきます。そのため、各部門の効果的な業務推進、質の高いサービス提供ができるよう、職員の配置が可能な額を積算しています。

2 事業費

事業計画を基本に、必要経費を積算しています。期中における新たな取組による費用発生も想定されますが、限られた人員の中で事業を拡大し続けることは困難であるため、既存事業も見直ししながら予算の範囲内で執行できるよう努めます。

3 事務費

必要最低限の経費を計上し、経費節減に努めます。特に施設利用者の使用する備品類の劣化が進んでいるため、指定期間中に計画的に更新できるよう費用を配分しています。

4 管理費

利用者の安全性、快適性に直結する設備保守費用や清掃費用は不足することがないよう、前指定管理期間中の金額を基本に積算しています。また、光熱水費については、引き続き省エネを徹底することを前提に、費用をこれまでの支出状況に合わせて積算しています。

以上のような費用積算の考え方により費用を積算し、指定管理料の不足分は介護保険事業の利用料収益を活用して充当する計画としています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用について

介護保険関連の専門職や、法人内で特に地域福祉の推進に意欲ある職員を地域包括支援センター等、指定管理料での事業部門に配置することとし、指定管理料に不足分が生じた場合には、介護保険事業における収支差額（収益）を充て、質の高いサービスを提供します。

2 運営費の効率性について

(1) 一括入札・契約の実施

市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き、建物・設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的に運営費を執行します。

また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の縮減に努めていきます。

(2) 省エネの徹底

利用者の快適性を損なわない範囲で節電、節水を徹底して経費の縮減を図ります。

(3) 契約における競争性の確保

本会経理規程に則り、保守管理契約はもとより、施設単体で契約する備品や消耗品の購入に至るまで入札や見積もり合わせを行って業者の競争性を確保し、経費を縮減します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進による効率性の向上

ノー残業デー、年休取得目標の設定などワーク・ライフ・バランスを推進することで、各職員の業務の効率性を向上させ、職員の定着率を上げるとともに超過勤務経費を縮減します。

(5) スケールメリットを活かした職員採用、育成

職員採用の事務と職員育成のための研修を法人が一括で行うことで、施設単位での職員採用、育成に係るコストを縮減します。

指定管理料提案書
(横浜市葛が谷地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	12,937,185円	12,937,185円	12,937,185円	12,937,185円	12,937,185円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■	255,765円	255,765円	255,765円	255,765円	255,765円
事業費		事業消耗品費、保険料、諸謝金 費、広報費等	□	225,050円	225,050円	225,050円	225,050円	225,050円
事務費		通信費、複合機リース・保守、施 設賠償責任保険、職員等研修 費、振込手数料、租税公課、業務 システム関連経費 等	■	3,212,000円	3,212,000円	3,212,000円	3,212,000円	3,212,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	2,416,000円	2,416,000円	2,416,000円	2,416,000円	2,416,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
施設使用料相当額				-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円	-1,221,000円
合計				18,299,000円	18,299,000円	18,299,000円	18,299,000円	18,299,000円
うち団体本部経費				1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人員費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	29,497,875円	29,497,875円	29,497,875円	29,497,875円	29,497,875円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人員費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	774,375円	774,375円	774,375円	774,375円	774,375円
事業費		諸謝金費 等	□	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円
事務費		通信費、複合機リース・保守、施設賠償責任保険、職員等研修費、振込手数料、業務システム関連経費 等	□	1,154,000円	1,154,000円	1,154,000円	1,154,000円	1,154,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	468,000円	468,000円	468,000円	468,000円	468,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-1,435,250円	-1,435,250円	-1,435,250円	-1,435,250円	-1,435,250円
合計				31,255,000円	31,255,000円	31,255,000円	31,255,000円	31,255,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象 人件費 ・生活支援Co	☐	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。 (合計額から逆算されることを防ぐため、事業費及び事務費も非公表とします。)				
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外 人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		賃借料、保険料、諸謝金費 等	☐					
事務費		職員研修費 等	☐					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		事業消耗品費、保険料、諸謝金費 等	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市葛が谷地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	18,299,000円	18,299,000円	18,299,000円	18,299,000円	18,299,000円
		地域包括支援 センター運営事業	31,255,000円	31,255,000円	31,255,000円	31,255,000円	31,255,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			55,893,000円	55,893,000円	55,893,000円	55,893,000円	55,893,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防 支援事業	17,818,000円	17,818,000円	17,818,000円	17,818,000円	17,818,000円
		居宅介護支援事業	16,490,000円	16,490,000円	16,490,000円	16,490,000円	16,490,000円
		通所系 サービス事業	61,888,000円	61,888,000円	61,888,000円	61,888,000円	61,888,000円
			96,196,000円	96,196,000円	96,196,000円	96,196,000円	96,196,000円
	その他収入		0円	0円	0円	0円	0円
		152,089,000円	152,089,000円	152,089,000円	152,089,000円	152,089,000円	
支出	内訳	人件費	110,081,000円	110,081,000円	110,081,000円	110,081,000円	110,081,000円
		事業費	28,710,000円	28,710,000円	28,710,000円	28,710,000円	28,710,000円
		事務費	5,334,000円	5,334,000円	5,334,000円	5,334,000円	5,334,000円
		管理費	6,734,000円	6,734,000円	6,734,000円	6,734,000円	6,734,000円
		その他	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円
			152,089,000円	152,089,000円	152,089,000円	152,089,000円	152,089,000円
うち団体本部経費		2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円	
収支			0円	0円	0円	0円	0円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市葛が谷地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。					
	配置予定人数	1.3200人	1.3200人	1.3200人	1.3200人	1.3200人	
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
		配置予定人数	2.4000人	2.4000人	2.4000人	2.4000人	2.4000人
	②	基礎単価					
		配置予定人数					
	③	基礎単価					
		配置予定人数					

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数				
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

「1地域ケアプラザ運営事業」は嘱託、「3生活支援体制整備事業」は主事または嘱託、「2地域包括支援センター運営事業」は主事または介護主事の有資格者、保健師または地域経験のある看護師、「3生活支援体制整備事業」は主事または嘱託を配置
「1地域ケアプラザ運営事業」における配置予定人数に、地域ケアプラザ運営支援業務に従事する本部職員の人件費として0.32人工を計上

団体の概要

(令和 7 年 1 月 1 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまししゃかいふくしきょうぎかい) 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒231-8482 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目 1 番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)
設立年月日	昭和 26 年 3 月 (昭和 28 年 3 月 社会福祉法人認可)
沿革	昭和 56 年 社会福祉センター(ボランティアセンター・情報センター・研修センター)受託開始 福祉情報紙「福祉よこはま」発行 昭和 59 年 地区センター・老人福祉センター受託開始 平成 3 年 在宅支援サービスセンター(現:地域ケアプラザ)受託開始 平成 6 年 横浜市地域福祉活動計画 策定 平成 9 年 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」受託開始 平成 10 年 横浜生活あんしんセンター開所 平成 16 年 (財)在宅障害者援護協会が統合し、障害者支援センターとして設置 平成 25 年 中長期的な組織・活動の方針「長期ビジョン 2025」を策定 平成 25 年 横浜市地域福祉活動計画を第 3 期横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定 平成 28 年 生活支援体制整備事業受託 平成 30 年 第 4 期横浜市地域福祉保健計画 策定 令和 2 年 中核機関「よこはま成年後見推進センター」受託・設置 令和 5 年 第 5 期横浜市地域福祉保健計画 策定
事業内容等	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (9) 横浜生活あんしんセンター事業の実施 (10) 横浜市老人福祉センターの受託経営 (11) 横浜市地域ケアプラザの受託経営 (12) 障害者支援センター事業の実施 (13) 障害者更生センターの受託経営 (14) 横浜市福祉保健研修交流センターの受託経営 (15) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の受託経営 (16) 横浜市社会福祉センターの受託経営 (17) 横浜市地区センターの受託経営

	(1 8) 生活支援体制整備事業の実施 (1 9) 保育士修学資金貸付事業の実施 (2 0) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施 (2 1) 民間社会福祉事業従事者年金共済事業の実施			
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	14,702,540,780	15,538,112,796	16,807,322,619
	総支出	14,520,111,657	15,516,193,414	16,660,945,940
	当期収支差額	182,429,123	21,919,382	146,376,679
	次期繰越収支差額	1,443,964,089	1,462,333,249	1,431,531,464
連絡担当者	個人情報のため、非公表とします。			
特記事項				